

山梨県公報

第二千五百六十号

平成二十七年

十一月十九日

木曜日

目次

告示

- 保安林の指定施業要件の変更予定(三件)……………七三九
 - 第三回県産食材ニーズ調査の実施……………七四〇
 - 家畜伝染病の発生……………七四〇
 - 道路の供用開始……………七四〇
 - 道路の区域変更(二件)……………七四一
- ### 公告
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………七四一
 - 開発行為に関する工事の完了について……………七四二
- ### 公安委員会
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………七四二

告示

山梨県告示第三百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年十一月十九日

山梨県知事 後藤 斎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡身延町(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町(次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年十一月十九日

山梨県知事 後藤 斎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡身延町(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

山梨県告示第三百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年十一月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡身延町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び
身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百九十三号

第三回県産食材ニーズ調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例（平成二
十年山梨県条例第五十号）第三条第二項の規定により、告示する。

平成二十七年十一月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 調査の名称

第三回県産食材ニーズ調査

二 調査の目的

県産食材の地産地消等を促進するため、県産食材の県内におけるニーズ調査を行う
ことにより、県産食材の供給面での課題の解決、実需者の要望の把握、新たな需要を
生み出す品目の発掘等を行う一助とすることを目的とする。

三 報告を求める事項

県内で流通が期待される品目に係る利用実態、利用し、又は利用していない理由、
仕入れ状況等

四 基準となる期日

平成二十七年十一月二十日から同年十二月二日までの日

五 報告を求める者

1 調査地域

山梨県全域

2 調査対象

県内の学校給食施設から有意に抽出した三十一箇所

六 報告を求めるために用いる方法

自計式調査とし、調査票の配付及び回収は、郵送により行う。

七 報告を求める期間

平成二十七年十一月二十日から同年十二月二日までを調査期間とする。

山梨県告示第三百九十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、
次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十七年十一月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

家畜伝染 病の種類	家畜の種類	患者又は 疑似患者 の区分	発生頭数	発生場所	発生日
ヨーネ病	牛	患者	一	北杜市高 根町	平成二十七年十一月五日

山梨県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道
路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務
所峡北支所において、この告示の日から平成二十六年十月三十日まで一般の縦覧に供す
る。

平成二十七年十一月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の 種類	路線名	区	間	延長 （メートル）	供用開始の 期日
-----------	-----	---	---	--------------	-------------

県道	甲府韮崎線	韮崎市本町三丁目四二二五番四 地先から	四一・二	平成二十七
		韮崎市本町三丁目四二二五番二 地先まで		年十一月十 九日

山梨県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年十二月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 富士河口湖富士線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡鳴沢村字富士山八五四五番一地先から 南都留郡鳴沢村字富士山八五四五番一地先まで	三四・五、 一一三・九	一二一・四、 五二・〇		一六六・一

山梨県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年十二月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道

- 二 路 線 名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲府市国玉町字飯寄一二二番一地先から 甲府市国玉町字飯寄一一四番一地先まで	一二一・四、 三二・九	一二一・四、 三二・九		四一・二

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の指定居宅サービス事業者等として、次のとおり指定した。

平成二十七年十一月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
阿部 理	阿部ファミリ ィタリニツク	山梨県甲州市勝沼町 下岩崎千五十二番地	介護予防居宅療 養管理指導（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし）	平成二十七 年十月一日
株式会社日医 調剤	株式会社日医 調剤市川訪問 介護ステーション	山梨県西八代郡市川 三郷町高田五百十八 番地一	介護予防訪問介 護 訪問介護	同
株式会社ハピ	居宅介護支援	山梨県南都留郡富士	居宅介護支援	同

株式会社ケア マネ事務所坂 本	株式会社ケア マネ事務所坂 本	山梨県南都留郡鳴沢 村二千三百五十四番 地一	居宅介護支援	同
有限会社本陣	居宅介護支援 事業所リブズ 笛吹	山梨県笛吹市御坂町 成田二千四百七十七 番地一	居宅介護支援	同
社会福祉法人 山の都福祉会	ビクターケア 訪問介護	山梨県甲州市勝沼町 山千四百九番地五	介護予防訪問介 護 訪問介護	平成二十七 年十月三日
合同会社アシ ストライフ	アシストライ フ	山梨県北杜市須玉町 若神子四千二百二十 一番地一	介護予防訪問介 護 訪問介護	平成二十七 年十月四日
新日本通産株 式会社	あい中央西花 輪	山梨県中央市西花輪 二千二百五十九番地	介護予防通所介 護 通所介護	同
株式会社ファ ミリーケア	訪問介護紡 紡	山梨県甲府市湯村三 丁目十八番十二号	介護予防訪問介 護 訪問介護	平成二十七 年十月十九 日
杉谷 篤彦	杉谷薬局	山梨県大月市御太刀 一丁目十五番地十五 オサダ電気ビル一階	介護予防居宅療 養管理指導(み なし) 介護予 防通所リハビリ テーション(み なし) 介護予 防訪問看護(み なし) 居宅療 養管理指導(み なし)	平成二十七 年十月二十 七日

なし) 通所リ ハビリテーショ ン(みなし) 訪問リハビリテ ーション(みな し) 訪問看護 (みなし)
--

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事は、完了した。
平成二十七年十一月十九日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
甲州市勝沼町等々力字西林一二八八の二、一二八九の一及び一二八九の二の区域
 - 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲州市勝沼町等々力千二百八十九番地 萬福寺 代表役員 井上 照淳

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百二十七号
信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委
員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された
日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安
委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。
平成二十七年十一月十九日

山梨県公安委員会
委員長 小 野 堅太郎

別表第十二中

二	南都留郡山中湖村山中一、二二 二番地の一、六〇七先	自動車専用道 路(東富士五 湖道路)山中 湖インターチ	平成五年三月一八日 告示第一二二号
---	------------------------------	--------------------------------------	----------------------

を

二	南都留郡山中湖村山中一、二番地の一、六〇七先	自動車専用道路（東富士五湖道路）山中湖インターチェンジ	平成五年三月一八日 告示第一二七号
三	甲州市大和町大字日影字小路一、〇三四番地一先	中央自動車道 西宮線上り笹子トンネル入	平成二七年一月一九日 告示第一二七号
四	大月市笹子町大字黒野田字屋影八〇一番地一先	中央自動車道 西宮線下り笹子トンネル入	平成二七年一月一九日 告示第一二七号

に改める。

エンジ

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番